

徳労発基 1120 第 4 号

令和 7 年 11 月 20 日

各 位

徳島労働局長
(公印省略)

令和 7 年度徳島県特定最低賃金額の改正について (協力依頼)

日頃より、労働行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、徳島県内で適用される最低賃金には、県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」と、特定の産業で働く労働者に適用される「徳島県特定最低賃金」の 2 種類があり、徳島県最低賃金額の改正 (時間額 1,046 円) については先にお知らせしておりますが、この度、徳島県特定最低賃金額を下表のとおり改正決定いたしました。

つきましては、広報用のリーフレット等を同封させていただきますので、掲出及び配布等、改正した最低賃金の周知広報について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

特定最低賃金	時間額	効力発生日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	1,134 円	令和 8 年 1 月 1 日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	1,105 円	
造作材・合板・建築用組立材料製 造業最低賃金	令和 8 年 1 月 1 日から、徳島県最低賃金 時間額 1,046 円が適用されます。	

※リーフレット等の広報ツールについては徳島労働局ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/1222.html)

お問い合わせ先
徳島労働局労働基準部賃金室
電話 (088) 652-9165